

地中海漁業一般委員会

(General Fisheries Commission for the Mediterranean: GFCM)

令和元年9月
経済局漁業室

概要

➤ 目的

地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域の海洋生物資源の開発、保存、合理的管理及び最適利用を促進すること。

➤ 設立条約

地中海漁業一般委員会協定（FAO憲章第14条に基づく国際条約）（Agreement of the General Fisheries Commission for the Mediterranean）

➤ 発効

発効：1952年2月20日（我が国について効力発生：1997年6月12日）
改正協定採択・発効：2014年5月20日

➤ 機能

- 海洋生物資源の資源評価
- 海洋生物資源及び漁業に関する評価開発の奨励及び情報の収集・公表
- 海洋生物資源の保存管理措置の採択

➤ 締約国等(24)

日本、アルバニア、アルジェリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、エジプト、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、レバノン、リビア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ルーマニア、スロベニア、スペイン、シリア、チュニジア、トルコ、EU

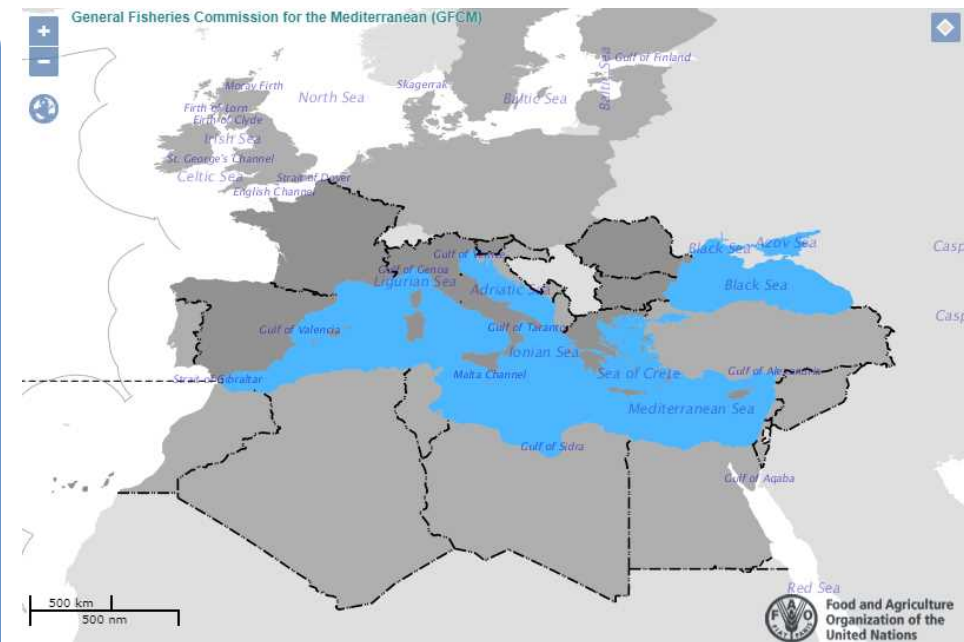
➤ 事務局所在地

ローマ（イタリア）

➤ 対象魚種

全ての海洋生物

条約適用水域



主な魚種の我が国漁獲量（単位：t）

	クロマグロ
2007年	466
2008年	80
2009年	18
2010年～	0

（注）従前、我が国は地中海におけるマグロはえ縄漁業を行っていたが、現在、地中海における操業実態はない。